

平成29年 9 月定例会 防災対策特別委員会（付託）

平成29年10月 3 日（火）

〔委員会の概要〕

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○台風第18号（平成29年 9 月17日～18日）に関する被害の状況について（資料①）

○徳島県地域防災計画の修正案について（資料②）

○徳島県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況について（資料③）

○台風第18号に係る農林水産業被害状況等について（資料④）

○台風第18号に係る県土整備部所管公共土木施設被害状況について（資料⑤）

楠本危機管理部長

危機管理部より三点、御報告申し上げます。まず、9月17日に、県内全域を暴風域に巻き込んだ台風第18号に関する被害の状況についてでございます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。10月2日現在の被害の状況について、御報告させていただきます。人的被害につきましては、徳島市で1名、転倒による重症が発生しております。次に住家等被害につきましては、鳴門市で床下浸水5棟となっております。農林水産関係及び公共土木施設被害につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。なお、昨日の雨による被害は現在のところ報告されておられません。今後も、市町村や防災関係機関などと緊密に連携し、災害対応に万全を期してまいります。

二点目は、徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。資料2を御覧ください。この計画につきましては、災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める防災基本計画と整合を図りながら、県・国・市町村など、防災関係機関が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について、対処すべき事項を定めたもので、徳島県防災会議にて決定するものでございます。2、主な修正項目のうち、（1）本県の新たな施策・取組みに関する事項を御覧ください。本年7月に策定・公表しました徳島県中央構造線・活断層地震の被害想定に基づく、活断層地震に対する備えとして、中央構造線・活断層地震対策の推進、建築物等の耐震化等を、また、ページ下段の安心・快適な避難環境の整備として、福祉避難所に関する受入体制等の強化、災害時の物流体制の確保、災害時快適トイレ計画アクションプランの推進などを明記いたしました。裏面を御覧ください。南海トラフ地震対策についてでございます。先般、中央防災会議防災対策実行委員会による、東海地震を対象とする、大規模地震対策特別措置法に基づいた地震予知を前提とした防災対応を改め、南海トラフにおいて異常な現象を観測した場合の今後の方向性を

取りまとめた報告が出ました。その報告を踏まえ、気象庁が新たに11月1日から運用する、南海トラフ全域を対象に大規模地震につながる可能性を評価する、南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けての対応を記載するとともに、災害対策本部機能の強化として、保健衛生・医療・福祉活動の総合調整、先進的防災施策の推進として、災害状況の把握における衛星画像の活用、自助・共助の推進として、個人や地域の災害対応力の強化について明記いたしました。2ページから3ページにかけてとなりますが、(2)防災基本計画の修正に伴う事項では、国の防災基本計画の修正事項を反映し、昨年、甚大な被害が発生した熊本地震や岩手県の高齢者施設で、入所者9名全員が亡くなった平成28年台風第10号の課題を踏まえた対策について明記いたしました。以上の修正につきましては、今議会での御論議を踏まえ、内容の見直しを行い、今月、開催予定の徳島県防災会議に諮り、決定する予定でございます。

三点目は徳島県立西部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。お手元の資料3を御覧ください。1、募集スケジュールにありますとおり、8月4日から県のホームページに募集の概要を公表するとともに、希望者に対し募集要項等の配付を開始いたしました。また、8月24日、25日に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところであり、去る9月22日の申請書類の受付終了までに、2、応募状況に記載のとおり、3団体から申請がございました。今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、候補者を選定し、12月定例会に議案として提出したいと考えております。危機管理部関係の報告事項は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小笠農林水産部長

農林水産部関係で一点御報告させていただきます。台風第18号に係る農林水産業被害状況等についてでございます。お手元にお配りしております資料4を御覧ください。10月2日現在の被害状況について取りまとめたものでございます。まず、農業被害につきましては、農地・農業用施設で58か所、約4,400万円、農作物で約3,000万円、合計で約7,500万円の被害となっております。また、林業・水産業被害につきましては、合わせて5か所、約900万円の被害が発生しております。これらの被災箇所については、農業共済組合の共済金の早期支払いや、国の災害復旧事業等により、速やかな復旧作業に向けた準備を進めているところであり、今後とも、関係機関と連携を図りながら、早期の農林水産業再開に向け、しっかりと取り組んでまいります。報告事項は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

瀬尾県土整備部長

県土整備部からも台風第18号の被害の報告をさせていただきます。台風第18号に係る県土整備部所管公共土木施設被害状況について、お手元の資料5を御覧ください。9月17日から18日にかけての台風第18号による、県土整備部所管の公共土木施設の被害につきましては、現在のところ、河川3か所、道路1か所、計4か所、被害金額は1億600万円となっております。これらの被災箇所につきましては、現在、国による災害査定を受ける準備を進めているところであり、今後とも、県民の皆様の安全安心を図るため、国や市町村と

連携を密にし、早期復旧に努めてまいります。報告事項は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

西沢委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

喜多委員

まず、先ほど報告がありました台風第18号に関する被害の状況でありますけれども、5号が被害がほとんどなくて、今度の台風第18号は徳島へ直撃した割には、風はきつかったんですけれども、雨がまあまあだったので、被害が少なかったのが本当に良かったなと思っております。夕方6時頃に市内でも35.5メートルの瞬間最大風速が吹いてすごい風でありました。それで、これから台風が直撃して、まだまだすごいのかなと思っていたら、6時過ぎて、7時過ぎたらほとんどなくなって、台風が通過している時には、影響はほとんどないというような、まああんなものかと、東のほうの影響がすごくて、その割に人的被害もほとんどなく良かったと思っております。もちろん、停電があったり、断水があったり、交通が止まったり、通行止めがあったりで、14万人に避難勧告をしたということであり、今、報告がありましたように被害がたくさん出ております。土木については、お聞かせいただいたので分かりますけれども、特に農林水産関係の場所的には、どんな場所が被害が多かったのでしょうか。

國安農山漁村振興課長

今、喜多委員から台風第18号の被害の箇所といたしますか、市町村のお話があったと思います。台風第18号の被害につきましては、農林水産業につきましては、8市12町1村の県全体の21市町村で被害が発生しております。特に農業ハウスの被覆の破損が、阿南市や海陽町、那賀町などの順番で多く発生しております。また、農地や農道等の被害につきましては、三好市など4市町村。また、農作物の被害につきましては徳島市、阿波市など17市町。それと、林業の被害につきましては、三好市、吉野川市。水産につきましては、鳴門市で被害が発生しているところでございます。

喜多委員

今後、状況によって復旧をしていくということでございますけれども、農産物については、補償はどのようになっているんですか。

國安農山漁村振興課長

農作物の被害の補償についてでございます。農作物につきましては、農業共済組合に農家の方が保険を掛けておりまして、共済組合が現地に行きまして損害の評価を実施し、その実績、査定に基づきまして共済金をお支払いするような形になると思います。

喜多委員

林業水産業については少ないんですけども、ざっとで結構ですので、どのような場所に。

井関森林整備課長

林業関係の被害について説明させていただきます。山腹崩壊が三好市池田町の馬路地区で1か所発生しております。これは9月19日の徳島新聞にも載った場所でございますが、幅が10メートル、長さが100メートルの表層の崩壊が発生いたしました。これにつきましては現在、三好市役所と協議中でございます。県単の治山事業での復旧を計画しているところでございます。あと林道についてですが、吉野川市の美郷地区の林道で擁壁の基礎部分が洗掘されたことによる被害の報告がございます。これも12月の月上旬に国の災害査定を受けまして、早期着手、早期復旧に努めてまいりたいと思っております。

喜多委員

それぞれ査定とか、いろいろあろうと思っておりますけれども、できるだけ早めに復旧ができるようにお願いしたいと思っております。

それと、防災館ですけれども、申請団体が3団体出てきて良かったなと思っております。他の指定管理者の最近の状況は、説明を受けるのは何社、何団体かあっても、最終的にはこの頃、ほとんどが1団体が申請するということになっているので、今後も、基準とかいろいろあろうと思っておりますけれども、多くの団体が申請をして、その中から選ぶというような方法ができないかなと、こう思っているんですけども、現実なかなか厳しいような状況の中で、この3団体を公平公正に審査していただいて、もう決まっているんだということのないようにしていただきたいなと思っております。要望だけです。

それと、Jアラートですけれども、最近、北朝鮮からミサイル等が発射されて、北海道を2回通過いたしまして、その影響は本当に心理的な影響も含めてすごいなと思っております。そして、その時に東北、北海道を中心に、ちょっと不都合、不具合が出たということを知っております。そして、Jアラートというのは、先ほどの台風、自然災害も含めて、本当に貴重な情報の伝達方法ではないかと思っております。改めてになるんですけども、Jアラートの情報伝達の手段をお示し願えたらと思います。

北村先進防災担当室長

喜多委員からのJアラートについての御質問を頂いております。Jアラートでは、国のほうが、例えば県ですとか各市町村に対しまして衛星経由で情報を配信いたしまして、自治体は受信した情報を防災行政無線等におきまして、各住民の方に配信をいたしております。なお、これとは別になりますけれども、特に緊急性の高い情報、例えば、今、おっしゃっていただいた弾道ミサイルの発射の情報ですとか、あと緊急地震速報などにつきましては、携帯電話会社が住民の携帯電話やスマートフォンのほうに緊急速報メールという形で配信することによりまして、情報の複線化を図っているところでございます。

喜多委員

先ほども言いましたけれども、不都合ができるだけ起こらないようにということを含めて、伝達がきて、それをどのように更に伝達するかということは、日頃の訓練以外の何ものでもないということを思っております。自然災害もミサイルにしても、一瞬にして、突然起こるということが多いので、その時に慌てることのないような訓練を、どのように実施しておられるのでしょうか。

北村先進防災担当室長

Jアラートの訓練についての御質問でございます。委員がおっしゃるように、災害時等にJアラートを確実に動作しなければならないということでございますけれども、そういった確実な動作を期するために、まず、県におきましては毎月定期的に配信した情報を館内放送等で流せるかどうかの確認をする試験配信を行っております。

また、市町村におきましては今月からになりますけれども、国のほうが毎月定期的に行います試験配信に併せまして、Jアラート機器の動作確認を行うことといたしております。来月以降につきましてはJアラート機器に接続しております防災行政無線等とも接続して行うこととなっております。今後とも、訓練とともに日頃の機器点検も併せまして、Jアラート機器の安定した運用を図ってまいります。

喜多委員

万一の時に不都合、不具合がないように、日頃の訓練は本当に大切だろうと思っております。今後とも、きちんとできるようにお願いをしたいと思います。

それと、徳島新聞ですけれども、県内の市町村の指定避難所が全県下で約1,100か所、そのうちの27か所はそれぞれの運営マニュアルが策定されているということでございます。直接は市町村ですけれども、県の指導というのはすごく大事だと思いますので、一般的な運営マニュアルも含めて、その状況、どのようにされているのかお尋ねをいたします。

香川保健福祉政策課長

委員から避難所運営マニュアルに関して御質問を頂きました。大規模災害時の発生時におきまして市町村が避難所を円滑に運営するためには、あらかじめ運営基準を定めておく必要がございます。県におきましては市町村がいわゆるマニュアルを策定する際の参考になりますよう、避難所に関する基本的な考え方や運営組織の在り方、また活動内容をまとめた避難所運営マニュアル作成指針を平成23年3月に策定いたしまして、その間、本年3月には熊本地震の教訓を踏まえまして、車中泊やトイレ対策等を加える改訂など、充実に努めているところでございます。この策定指針におきましては避難所業務に携わる様々な方々、避難所の担当職員さんですとか、施設の管理者、また実際に避難される方々を含めまして、避難所で行われるべき業務範囲でありますとか、平時からの対策、また個別の具体的な業務を実施するために実際に何をどのように行うかなど、できるだけ分かりやすく避難所運営の在り方をまとめているところでございます。この指針には、さらに避難者名簿や運営記録など、そのまま活用できるような様式等も含めてございまして、この指針に基づいて避難所マニュアルを作っていただきますと、大体、避難所運営がスムーズに進むのではないかなというようになっているところでございます。

各市町村におきましては、この指針を活用されまして本年8月末現在で21団体が共通の避難所運営マニュアルを作成され、残りの3団体につきましても今年度中に策定を予定されているところでございます。委員からお話ございました個別の運営マニュアルにつきましましては、避難所となる施設や地域の状況に応じて必要なものを共通マニュアルに加えられるものでございまして、大変、有意義なものであると考えております。市町村におきましては、先ほど申しましたような状況でございまして、まずは共通の運営基準を定める必要がございますことから、共通のマニュアルにこれまで取り組んでいただいたところがございます。

県におきましては、避難所運営マニュアル未作成の市町村がまだございますので、そういった所には引き続き助言を行いますとともに、作成済みの市町村に対しましては新項目を反映いただけるよう、既存マニュアルの改訂を促すなど円滑な避難所運営ができますよう、情報提供などに努めてまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

個別マニュアルも含めてですけれども、共通マニュアルも今後、積極的に指導していただいて、策定に向かって進んでいただきたいと思います。それと、マニュアルを策定するだけでなく、実際にこの避難所の運営訓練をやってほしいと思っております。地元の話で恐縮ですけれども、1回、新たに作った避難所運営マニュアルに沿って、避難所運営訓練をやりました。大勢の人が集まっていたいて良かったと思っておりますし、11月には2回目をやる予定でありまして、やはり、1回より2回、2回より3回ということで、いざ被災した場合の、避難した場合のやり方というのは本当に右往左往で、実際は誰がやっていたかといったら、避難した所の小学校なり、中学校の先生方が出てきてやっているという、すごく負担を掛けている面があるんですけれども、できるだけそのようなことにならないように、日頃の策定をして、それによって訓練をするということが、すごく大事だなと思っております。南の方も熱心に取り組まれていますけれども、これから県下一円に広がっていただけるようお願いしたいと思っております。

もう一つ、これちょっと難しいんですけれども、避難行動要支援者。もちろんプライバシーに関係して、なかなか、これはできにくいんですけれども。これも徳島新聞によりますと、6万1,750人が登録者数で、個別計画策定者数が1万997人、策定率が17.8パーセントということで、もちろん、これも市町村が主体になってするということになりますけれども、これもやはり、いざという時に誰をどのようにして、どこへ避難をさせるかということは本当に至難の業ではないかと思えます。大きくなればなるほど不可能に近くなっていくという状況の中で、放っておいても皆が逃げることより、本当に一人でも一緒に避難するという気持ちも含めて、大切なことではないのかなと思っております。策定率の向上のため、県に指導をしてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

酒巻地域福祉課長

今、喜多委員から災害時の要支援者に対する支援のことについての御質問でございます。少し制度の整理をさせていただきますと、まず高齢者施設あるいは障がい者施設など、施設に入所されている方に関しましては、それぞれの施設で避難行動計画あるいは避難訓練

を行ってるということでございまして、先週、徳島新聞で報道がありましたことにつきましては、在宅の要支援者に関することとさせていただきます。この要支援者につきましては、東日本大震災を受けまして災害対策基本法が改正されまして、市町村に、例えば、要介護3以上の方あるいは障がい者手帳をお持ちの方などを対象としまして、要支援者名簿を作成することが義務付けられております、法定でございます。喜多委員がおっしゃられました約6万人の数字がその名簿の数になります。実際必要なのは、個々の在宅の方の個人の行動計画、避難計画をどうするかということになるんですけれども、それが報道で言われています個別計画でございまして、その率が新聞によりますと17パーセント程度というところとございまして、全国的な数字を申しますと、昨年度、全国調査では全国平均で8.8パーセントでございました。昨年度から申しますと、昨年度同期の8.8パーセントに対する本県の割合が13パーセントということで、昨年度から本年度に対して数ポイント、県内の市町村は努力していただいている状況にあるのかなと考えているところでございます。ただ、委員御指摘のとおり、個人情報の問題あるいは、実際、支援される方を、要は一緒に逃げる方をどう確保するかというようなところもございまして、市町村では、なかなか苦慮しながらも広報に努めていただいている、地道な努力を重ねていただいているというようなところでございます。

県といたしましては、災害時要援護者支援対策マニュアルというのを作成しまして、全市町村に配付させていただくとともに、職員が出前講座を実施しておりまして、平成25年度から平成28年度でございまして、延べ35回、約1,600人程度の地元の方の御参加を得てやっているというような状況もございまして。東日本大震災の時は、実際、死亡された方の約6割が65歳以上の方、また障がい者の方の死亡率というのが一般の方の2倍程度に当たるのではないかなというような統計の数値も出ております。このようなことも踏まえて、なかなか市町村は苦慮されるところもあらうかと思っておりますけれども、地道な努力をやっただけのように、県としても、これまで同様、しっかり支援していきたいと考えているところでございます。

喜多委員

なかなか、実際は難しい問題だろうと思っておりますけれども、やはり大切な人達であろうと思います。今後とも市町村への指導をお願いしたいと思っております。

地元の話で再度恐縮ですけれども、今、地元の自主防災会の会長は、徳島市の消防署長をされていた方がされております。本当に、これに命を懸けてやっただけだということ、すごく進んでいるのではなかろうかと思っておりますけれども、なかなか、まだまだという感じがいたします。特に、この要支援者については難しいなあということで、市からもお尻を叩かれておりますけれども、これからということとさせていただきます。今後とも一層の御指導をお願いしておきたいと思っております。

それから防災に関してですけれども、もう一つが防災士について。最近、どこの町か忘れたんですけれども、300人か400人ぐらいの職員の町で、職員全員が防災士を取ることによって町長さんもすごく頑張っております、今のところ、まだというか、もうというか、半分以上を越して6割か7割をいっているように聞いて、全員防災士を目指すということで張り切っておりますけれども、防災士についての状況をお尋ねいたします。

篠原防災人材育成センター所長

ただいま、委員のほうから防災士の状況ということで御質問を頂きました。防災士につきましては、地域をはじめ、いろいろな場において防災力を高める活動が期待されると、そのための十分なその意識と知識、技能を習得したことを日本防災士機構において認証された方々でございまして、私ども県におきましても、その資格取得を一生懸命、推進をしているところでございます。それで、徳島県の認証者数でございますが、日本防災士機構のデータによりますと、今年の9月末現在で約2,300名が認証をされているという状況でございます。

喜多委員

平成27年度から中高生が資格取得に向かって頑張っているということでございます。その状況についてもお尋ねいたします。

林体育学校安全課長

今、委員の御質問で防災士の中高生の取得状況ということでお伝えいたします。現在、中高生の取得状況、平成27年度は108名で、うち県立中学生も4名でございます。平成28年度は131名で、うち県立中学校7名。平成28年度までにおいて合計239名、うち県立中学校11名の者が取得しております。また、今年度は155名、うち県立中学校11名を募集し、平成30年度には延べ500人を目標に取り組んでいる状況でございます。

喜多委員

ちょっと聞いたら、受けたらそのまま100パーセント受かるというのではなく、試験があつて厳しい防災士の資格ということでございますので、500名を目指して費用も要るし、時間的な負担も掛かると思いますが、中高生で239名。そして、これからは500名を目指していくということで、一人でも多くの方が資格を取得して防災意識とともに、将来の徳島を支える防災士の一人になってほしいということを要望しておきたいと思っております。

先ほども話させていただいたように、できたら、県も含めて市町村の職員、そして、特に小中高の教職員の先生方を、是非、これに参加していただいて、一人でも多くの先生方にとっていただきたいと思っております。もし、これを持っていたら大川小学校の悲劇というのは防げたのではないかなという気がいたします。そんな意味でも、徳島県において県の職員、市町村の職員が、全員が将来的には持っているということになってほしいと思いますし、特に小中高の教職員の先生方には、全員が取得するように、これからは計画を立てて、頑張っていってほしいと思っております。

もう一つは、これもなかなか難しいんですけれども、今、老朽化した、災害の時に避難路が通れなくなるということも含めて、危ない橋と危ないトンネルが全国的には340か所もあるということで、撤去ないしは大改修がされておりますけれども、伝えにくいのかも分かりませんが、本県の状況、危険な橋、いわゆる通ってはいけない橋、危ない橋、そしてトンネルはどのような状況になっておりますでしょうか。

寺澤道路整備課長

今、喜多委員のほうから橋梁とかトンネルの老朽化についての御質問を頂いたところでございますけども、平成25年に道路法が改正されまして、道路管理者に全ての橋梁あるいはトンネルにつきまして、5年に1度、近接目視での点検が義務付けられたところでございまして、平成26年度から点検に着手しているところでございます。その結果につきまして、徳島県におきましては、国、県、市町村、高速道路会社が一同に会しまして道路メンテナンス会議というのを開催して、その点検結果でありますとか、点検の実施状況などを取りまとめて公表してるということでございまして、その内容が新聞等に報道されているというような状況でございます。

今、委員からも御質問を頂きましたけれども、平成28年度の点検の実施状況でございまして。県で175橋を点検、市町村で1,908橋の点検を実施したというようなところでございまして、これは橋梁でございまして。それからトンネルにつきましては、県で26トンネル、市町村1トンネルの点検をいたしたところです。その結果につきましては4段階で評価することといたしまして、健全である、予防保全段階である、早期措置段階である、緊急措置段階である、という評価でございまして。そのうち、最も危険である緊急措置段階に、県はございませんでしたけれども、市町村の橋梁が5橋ございました。この5橋につきましては、今、現在の状況を申し上げますと、緊急的に3橋を通行止め、2橋については2トン以上の通行制限というようなことで措置している状況でございまして。今後の対応につきましては、1橋が架け替え、それから1橋が修繕ということで、残る3橋につきましては、現在、廃止するのか、あるいは修繕するのかというところは、市町のほうで検討を進めている状況でございまして。そういう状況でございまして、県といたしましても市町村の施設の点検、その他について、今後しっかりと支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

案外と少ないので良かったと思いますけれども、多分、これは通行量もそんなに多くない所ではないのかと思いますけれども、止めるなり、措置をするなり、修繕をするなりして、いざという時になくなった、通れないということのないように、対策を今後とも続けてやってほしいと要望しておきたいと思います。

全体的ですけれども、南海トラフによる巨大地震の上に、今度7月に発表しました中央構造線活断層による地震が大きくプラスされたということで、徳島県も高知県、他の所も含めてですけれども、自然災害の影響をもろに受けるという感じがあると思っております。今後とも死者0に向かって、更なる対策を立てていただきたいということを要望して終わります。

庄野委員

本会議、それから6月議会の委員会でも申し上げましたけれども、避難所から仮設住宅に移る時に快適な仮設住宅を提供していくという意味で、県産材を使った仮設住宅の取組なんかもすべきじゃないかということで、答弁を頂いたんですけれども、現在の木造仮設

住宅の進捗状況、見える化等について少し状況をお聞かせいただきたいと思います。

藤本建築指導室長

ただいま、庄野委員のほうから木造仮設住宅の進捗状況についてということで質問を頂きました。昨年度、県産材を活用して部材の再利用や恒久住宅への転用を考慮した、徳島ならではの木造応急仮設住宅モデルの設計を完了しております。今年度につきましては、この木造応急仮設住宅モデルを普及させていくために10月3日、本日でございますが、建設業者及び市町村担当者向けの説明会を実施しております。それから来年でございますが、建設業者向けの技術講習会を予定しております。これにつきましては、一般社団法人全国木造建設事業協会が木造応急仮設住宅を建設する技術者を育成するという目的で、国土交通省の公募事業を活用して実施する予定でございます。この講習会におきましては、昨年度設計した木造応急仮設住宅モデルの構造躯体を実際に組み立てまして、施工性とか、解体のやり方であるとか、あるいは、その部材の再利用のしやすさなどを検証していくということで予定をしております。

庄野委員

森林整備課のほうにお聞きします。県産材を備蓄しておくということも考えられているんですけれども、流通備蓄ということも6月議会の時にも言われました。いつまでも長い間置いておくわけにはいかないの、ある程度、材を備蓄しておいて、流通させながら、また新たに補給していくというスタイルになろうかと思うんです。その流通備蓄の状況について、現在、どんな進捗状況にあるのかお伺いをいたします。

井関森林整備課長

ただいま、庄野委員より木材の流通備蓄についての御質問を頂戴いたしました。現在、美波町におきまして、町産材の小規模な流通備蓄の仕組みづくりを実施しているところでございまして、県としてもその取組を支援しているところでございます。具体的な内容といたしましては、美波町ではこの県単独補助事業を活用いたしまして、美波町産材循環利用システム構築事業を現在実施しております。そして平成28年度におきましては、発災時にこの木材が仮設住宅として利用できますように、まず町産材の増産と円滑な加工備蓄流通のための基本構想策定、それと流通備蓄に必要な倉庫、これの基本設計を実施しているところでございます。そして平成29年度におきましては、町と素材生産業者それと製材事業者による流通備蓄協定の締結と、製品を保管いたします流通備蓄倉庫の整備を実施するというふうに聞いているところでございます。

今後とも、このようなモデル的な取組を推進いたしまして、全県的に波及するよう支援してまいりたいと考えております。

庄野委員

質問以降、努力していただいているんだなあということで、進んできているなあというふうに感じます。これからも、是非、協力していただいて、県土整備部、そして農林水産部のほうとも協力していただいて、いろいろな業者さんとか技術者の方にも協力を頂かな

いといけないということもございますので、円滑に進んでいって、将来、良好な形で、仮設住宅に入居できる方々が速やかに、そして、できるだけ多くの方が住まわれるようなことを目指して頑張っていたいただきたいと思います。

それから、トイレの事について少し伺います。災害時の快適トイレ計画というものが徳島県としても作られておりまして、今もトイレ計画アクションプランの推進ということで言われましたけれども、災害関連死ということが、阪神大震災の時以降、いろいろな所で言われました。トイレが快適じゃないと、やはり水を控えたり、食べる物を控えたりして体調を壊すということもございますので、トイレというのは非常に重要な部分でございます。そういう意味で、このトイレ計画がきちんと自助・共助・公助という形の中で、いろいろ進められてきているというのは、一番にしないといけないことだと、本当に大変重要な見地だなと思いますけれども、現在、自助・共助・公助の中で、どのくらいのトイレの快適計画が進行中であるのか、備蓄が進行中であるのかどうかということと、あと、どのような課題がそれぞれ残ってるのかという、これはざっくりした聞き方になりますけれども、そのことと、大体何年先ぐらいになったら、今、県が描いているような、例えば簡易トイレとか、携帯トイレとか、そういう部分も含めて備蓄されるようになるだろうというふうな、おおよその年度を、是非教えていただきたいと思います。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま、庄野委員から災害時のトイレ対策について御質問を頂いております。委員から御質問を頂きましたとおり、この災害時におけるトイレ対策、障がい者また高齢者にも優しいトイレの確保というのは、避難所生活のＱＯＬのみならず、生命、健康に直結する問題ということで、今年の3月29日にトイレ計画を策定しております。そのトイレ計画を実効性に移すものとして、今年の8月にアクションプランを策定させていただいております。その中で、今、課題となってるものを平成32年度までのロードマップとしてアクションプランに位置付けております。例えば自助の面でいきますと、県民の災害用のトイレの備蓄率。公助でいきますと、例えばイベントで仮設トイレの洋式化を多くしましょうとか、そういったものを具体的な数値目標を立てて、アクションプランを進めていきたいと思っております。そこに掲げているものを課題として認識しているところでございます。そして、例えば県民の災害用トイレの備蓄率ですと、平成32年度までに50パーセントの備蓄率を目指しているところでございます。今、市町村にもこのアクションプラン行動計画を踏まえて、それぞれ計画を作ってくださいということをお願いをしているところでございまして、市町村のほうでも計画作りを進めていただいているところでございます。この評価につきましてはインターネットアンケート調査とか、そういったものを活用して、進捗管理を行っていききたいと思っております。

庄野委員

共助の部分なんかでしたら、先ほど喜多委員も言われましたけれども、防災会とか地域のボランティアの方々と、民間の公民館等を使った計画作り等も、共助という形で自主防災会とか、そういう形で随分やられておりますけれども、自助・共助・公助、それぞれがミックスされて漏れがないような部分で、できるだけ県が率先して頑張っていたきたい

なあというふうに思います。

それでトイレの洋式化ということを、今言われましたけれども、現在、学校なども、いざという時には、例えば小学校、中学校も含めて避難所になったりする所もあると思います。そういう時にトイレがうまく使えたらいいんですけど、使えたと仮定をして、現在、小学校、中学校の生徒さんなども、家ではほとんど洋式ですから、和式トイレをなかなか使いたがらないということもよく聞きまして、学校でも、順次、多分、洋式化にしているんだろーと思いますけれども、災害対応のことを考えると、県の施設のトイレ、例えば県庁もそうですけれども、県庁なんかも洋式化をしていったほうがいいと思うし、また小・中学校も、高校も含めて洋式化していったほうがいいかなあと思いますけれども、予算の要ることですけれども、現在どんな状況になっているんでしょうか。教育委員会関係の小・中・高の洋式化とか、あと県庁とか、県の南部、東部、西部の県民局、出先機関等、どんな状況の洋式化になっているのか、そういう計画も、今後、あるのかどうかということ、少しじっくりした聞き方ですけれども、方針をお聞かせいただきたいと思います。

椎野施設整備課長

ただいま、委員のほうから学校施設でのトイレの洋式化についての御質問を頂きました。学校関係ですが、まず県立学校でございます。高等学校のほうでいきますと、県立の中学校も含めましてですけれども約31パーセントが洋式化されております。特別支援学校におきましては約81パーセント、洋式のトイレにしているというところでございます。県立学校につきましては、今回の快適トイレ計画のアクションプランの中で、特に避難所として使われる可能性が高い体育館等のトイレについて洋式化を進めていこうということで考えております。また、市町村の洋式化のほうでございすけれども、現在、ちょっと数字が古いんでございすけど、昨年の4月1日現在で32.2パーセントというような状況でございす。

庄野委員

高校のこととか、今、言われましたけれど、小・中学校は分かりませんか。多分、小学校なんか聞いたら、防災対策の委員会で直接はあれなんですけれども、小学校のほうに足腰の悪い方が避難するということも多分あると思います。それと、学校の、特に低学年の子供なんかですけれども、和式トイレを使ったことがないというふうなことがちょくちょく言われます。小学校に入って、和式トイレをなかなか使いたがらないというふうな。今、建っている家はほとんどが洋式ですから、そういうふうなものも含めたら、小学校なんか特に早急に洋式化に整備する必要があるなと思うんですけれども、ここで答えられる範囲で、もし分かっていたら。

椎野施設整備課長

市町村のほうのトイレの洋式化につきましては、平成28年度4月1日現在で約32パーセントという状況でございす。市町村のほうについては、市町村でお考えの上で、いろいろ整備をなさっていることとは思うんですけれども、そういった、今後、市町村の小・中

学校といいますのは、避難所になっているケースが非常に多くございますので、そういった点について、施設整備課としても助言なり支援という形を取ってまいりたいと思っております。

庄野委員

市町村の小・中学校ですけれども32パーセントで、約3分の1ぐらいということで、助言なり応援ということは、費用の面で、もし市町村の小学校が洋式トイレに改修する場合の費用負担というのは、どんな状況になるんですか。県のほうで何かしらの支援みたいなものもあるんですか。

椎野施設整備課長

現在、市町村のほうでは、主に国の補助事業を利用いたしまして、校舎等の整備を行っている状況でございまして、県単独で補助するという事業は、今のところございません。

庄野委員

県は県で、そういうトイレの改修等にも費用をかけなければならないと思いますので、それはそれで国のほうにも、特にいろいろな意味で、市町村、県が求めていくというようなことになろうかと思います。トイレの計画はすごく幅が広くて、一つずつ取っていたら、すごくやることがあるなあという気がしますけれども、是非、ざっくりな質問になってしまいましたけれども、自助・共助・公助の部分が、先ほども申しましたけれども、うまく機能して、備蓄につきましても、それから、もし災害が起こった場合の対応につきましても、これから危機感をもって、準備周到にやっていただきたいなあということを申し上げまして終わります。

長尾委員

先ほど、Jアラートの話もございました。先日、北朝鮮からのミサイルがグアムを目指して発射されるという報道もあって、日本の3県の名前が向こうのテレビにも出るようなこともありましたし、また、先日は北海道東沖に、頭の上を、日本の上空を飛び越えてミサイルが飛んでいった。それに対して、正にアメリカの艦隊とか、日米韓が合同の訓練するとか、本当に近年ではない危機感が求められる時代に入っている。戦前は空襲警報なんていうのがあって、防空壕などに避難をするというようなことがあったわけですけど、正に今、そういったことが本当に必要なというような不安も国民の中に芽生えている。北朝鮮のミサイルが正にリアルな形で、今、日本国民の中に醸成されつつある、そういう中で、今日のこの徳島県地域防災計画の修正案についてという中には、北朝鮮からのミサイルへの対策、例えばマニュアルみたいなものが入らないものなんでしょうか。

坂東危機管理政策課長

北朝鮮のミサイルに関する県の体制、計画についての御質問でございます。地域防災計画というものは、災害対策基本法に基づいて定めております法定の計画となっております。主には自然災害であるとか大規模事故、こういったものを対象としております。これと

は別に、私どものほうでは危機管理会議でありますとか、危機管理連絡会議というような、災害対策本部とはまた別の形、これは危機管理政策課が所掌しておりますけれども、こちらのほうで、北朝鮮等の危機事象、人為災害でもないテロとか、武力攻撃、こうしたものは国民保護法に基づく対象事案ということになってまいります。地域防災計画に書いていないということの理由としては、そういうふうに所掌する法律が別になっているということで御理解いただければと考えております。

長尾委員

県や市町村でミサイルに対する対応マニュアル、これについては、今、県内の状況はどうなんでしょうか。まず県はどうなのか、県内の24市町村はできているのかどうか。

坂東危機管理政策課長

北朝鮮のミサイルに関しての対応マニュアルということになりますが、まずミサイルの対応、核とか生物兵器もしくはエンジンに使われている燃料、これが有毒物質である、有害物質であるということもありまして、これにつきましては国のほうから通知が出ております。北朝鮮の事象が非常に緊迫をしてきたということで、8月に全国の都道府県を集めまして説明会が行われておりまして、その中で落下物への対処についても全国に通知が発出されております。これに基づいて私どもも対応しておりますが、まず県、自治体でできる内容としましては、住民に情報を正確に迅速にお伝えをすること。それから落下物が万が一あった場合に、それに対する対処としまして、例えば消防でありますとか警察、9月1日の総合防災訓練でも防護服を着た警察、消防の方々によって、その検知等の訓練もさせていただきましたけれども、そういう実際に落ちた場合の検知、例えば有害物質が出ているのか出ていないのか、もし出ていれば住民避難というふうな対処をしないといけませんので、そうした対応についての検討というのは進めております。

今の時点で、具体的にマニュアルとして定めてるものとしましては、まず住民への周知。これについては、先ほど言っていましたけれど、Jアラートによって住民に周知をする。そして、もう一つは緊急速報メールによって周知をしますけれども、その時の住民の方々への呼び掛けということになります。例えば、屋外にいるような場合であれば屋内に避難をしていただく、もしくは地下街が一番いいんですけれども、そういった堅牢な建物に避難をしていただく。屋外でやむを得ず、そういう建物がないような場合は地面に伏せて頭を覆うというふうな形、これがシンプルでありますけれども、一つ対応の手順としては定められておりまして、県・市町村において住民への広報に努めているところでございます。

長尾委員

そういう住民への広報と言ったけど、今、それが具体的にはどういうふうになっているんですか。県民にいざという時はこうですよということを、あんまり、まだ、その辺言っているとは思えないんだけど、十分に言っているというような認識なのか、それとも言っていないので、これからどんな媒体を使って周知をしようとしているのか。

坂東危機管理政策課長

住民への広報につきましては、まず一つは県のホームページ等で掲載をし、そして市町村につきましても、例えば広報誌でありますとかで、住民周知を図っていただくということの要請をしております。後は報道機関の皆様方に御協力いただいて取り上げていただくとか、これは取材という形でも頂いておりますし、そうした報道機関との連携というのが一番効果的ではないかと、現在考えておりました、そうした機会を捉えて、これからも周知に努めてまいりたいと考えております。住民の方からは、やはりそういうふうな不安の声というのが上がっているということも、多々お聞きしておりますので、これからも広報につきましては、更に工夫を凝らしていきたいと考えております。

長尾委員

なかなか県のホームページなんていうのは、高齢者や一般の人は見ないからね。一般の人がやっぱり目に付く所というのは、市役所とか町役場とかスーパーとか、人が集まる所にポスターがあれば、大体よく分かるわけだけど、そういったことを、今後よく検討して、周知を図っていただきたいと思います。

それから二つ目ですが、過日、県は今日の説明にもありましたように、中央構造線活断層地震対策の推進ということがございますが、県が被害想定を出しました。この被害想定を出して、中央構造線の沿線の市町村で、今どういう対応・対策をしているのか、それは承知しているのでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

7月に中央構造線活断層地震の被害想定を、県のほうから公表させていただきました。そして、影響の大きい市町村につきましては、事前に御説明もさせていただきました。この中で、まず、今までは南海トラフ巨大地震の被害想定を基にそれぞれ西部、東部につきまして、対策を進めておったわけなんですけれども、この想定を踏まえて、例えば避難する方が多くなった所もございますので、そういった所につきましては、それぞれ避難所の確保でありますとか、備蓄対策について進めてくださいというお願いをして、各市町におきまして進めているところでございます。そして、この被害想定を公表するとともに、被害軽減の道しるべとして耐震対策を100パーセントにすることで、9割の死者数を減らすことができるということも、お願いも道しるべとして示させていただきましたので、各市町村含めまして、耐震化を進めてくださいというお願いをしているところでございます。

長尾委員

その耐震化をしてください、耐震調査をしてくださいと、こういうことなんだけど、その費用というのは、今、具体的にはどのようになっているのか。

藤本建築指導室長

今、耐震化の費用について御質問を頂きました。木造住宅の耐震化につきましては、支援メニュー、市町村が実施する事業ということでございまして、それに対して国・県が支援をするということでございまして、耐震化を本格改修というメニュー、それからリフォームと一緒に耐震化をするというリフォーム支援事業、それから部屋の一つだけ、一部だ

けでも耐震化して命だけは助けるというシェルターの設置事業、それと老朽化して住み替えるために除却するという事で、除却するための事業ということで、いろいろな支援メニューを用意しておりまして、市町村とともに連携して、今、促進に向けて取り組んでいるところでございます。

長尾委員

市町村によっても、いろいろ違いがあると思うんだけど、先日、ある町長さんから要望を受けた中で、香川県などはため池が大変多い阿讃山脈山麓沿いですので、急傾斜地に個人で造っているため池もあれば、公が造っているため池もある。同じように、この阿讃山脈の活断層のこっち側も結構ため池があるということで、ため池の耐震調査をしたら、ここはやばいね、ここは耐震工事をしなくちゃいけない、耐震工事は費用がかかる。ここに工事をする際に、今もあったけど費用の中で、国・県・市町村、その分担割合はどうなっているのか。まず、お聞きするんだけど、中央構造線上のため池の数というのは幾つあるのか、一つ教えてもらうのと、その中で耐震調査をして、もう終わっているのかどうかだけど、終わっていたら工事が必要なため池の数というのは、どのくらいあるのか。そして、工事の際の国・県・市町村の分担割合、県が補助する割合はどんなものなのか、分かったら教えてもらいたい。

柏谷生産基盤課長

まずは中央構造線上のため池の数でございますが、危機管理部が公表しました2万5,000分の1の活断層図で確認しましたところ、現時点では、20か所ということになってございます。また、耐震調査をそのうち何箇所やっているかという御質問でございます。その20か所について具体的に何箇所を調査したというのは、今、整理はできておりませんが、下流に人家等がある防災重点ため池というのがございまして、それは県下で179か所ございます。耐震調査につきましては、平成28年度までに71か所、今年度は8か所を実施し、トータル79か所、調査する予定でございます。

次に、ため池を整備する時の費用負担の問題でございますが、現在までの進め方としましては、ため池は古い時代に築造されたものが多いことから、老朽化と併せまして、耐震化と豪雨対策についても、一体的な整備を実施しております。それにつきましては、ため池整備事業ということで、国が50、県が25、市町村・地元で25となっております。また、耐震化に特化した事業が東日本大震災を受けまして制度化されておりますが、本県ではまだ実施しておりません。今後、実施してまいる所存でございますが、その費用負担につきましては、これから条件整備を進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

その町長いわくは、県からの補助率というのが、まだ決まっていないみたいなニュアンスのお話を聞いたんだけど、今のお話では国が2分の1、あとの部分を県、市町村で2分の1、こういうことは、県としては市町村には通知というか、説明しているんでしょうか。

柏谷生産基盤課長

ただいま、長尾委員がおっしゃったのは、これまで県が実施している、ため池の整備事業でございまして、それは各市町村で実施しておりまして、市町村の方も御存知だと思います。今の御質問の趣旨は、耐震化に特化した事業が、近年できましたので、それに対する県の補助率が示せていないといった御質問だと思います。それにつきましては、これから、県としても取り組む所存でございますので、県の補助率の設定等を進めながら、条件整備を図ってまいりたい。今、分かっておりますのは、国補が50で、残りを県と市町村で負担すると、こうした事業が最近制度化されたということでございます。

長尾委員

要は私が聞きたいのは、今、あなたが後段に説明をしたけど、いわゆる今回の活断層の問題とかでやるやつはまだ決まっていないということでもいいわけね。決まっていないとすると、やっぱり、そこの市町村は見通しがつかないわけだね。やらなければいけないんだけど、県がどれだけ、地元がどれだけというのが決まらないと、その対応ができないという思いを持っておられる。そういう意味では、その分担割合というのは、これ、いつ発表できる予定なのですか。

柏谷生産基盤課長

来年度の事業化を予定しておりますので、それに向けまして、県も市町村も実施に向けた準備ができるように、それまでには決めたいと考えております。

長尾委員

来年度の工事だと、通常は12月議会では次年度の計画・予算をしないといけないわけだから、そういう意味では、今日、10月ですから、要は市町村だって早い所、遅い所あるけど、そういう意味では、もっと具体的に、はっきり言えば、市町村の12月議会か11月議会の時には示せるという認識でいいんですか。

柏谷生産基盤課長

それに向けて進めていきたいと考えております。

長尾委員

分かりました。なるべく早く示してあげることが、地元もそういう対応、対策ができるということで、やってあげていただきたいと、このように思います。

上村委員

私のほうから、一点絞ってお聞きしたいと思います。この参考資料のポンチ絵の7ページ、徳島県水道ビジョン策定事業についてお伺いします。徳島県水道ビジョンの策定事業の効果が、大規模災害を迎え撃つ安全・強靱・持続可能な水道事業の構築ということに結び付けられていますので、私も、ちょっと注目してみたいんですけども、この現状のところで重要給水施設基幹管路耐震化適合率、これが32パーセントということで、これちょっ

と大変だなあと、これから南海トラフ巨大地震も30年以内にあるというところですけど、なぜ、適合率が低いのかということをお伺いしたいと思います。

山根安全衛生課長

ただいま、重要給水施設の基幹管路の耐震化適合率が32パーセントということで、なぜ低いのかという御質問でございます。本県の水道事業につきましては、人口減少や料金収入の減少によりまして水道施設の老朽化、更新需要が非常に高まっているところでございます。そういう中、先ほど御説明したように、人口減少、料金収入の減少等によりまして、なかなか市町村のほうで重要給水施設管路を含めて、耐震化適合率が伸びない状況でございます。

上村委員

この水道ビジョン、これから県がどういった方向性を取るのかということを確認しようということで、まだ、これからだと思えるんですけども、この課題でね、大規模な自然災害の早急な対応と水道事業者の経営基盤の強化とありますけれども、この重要給水施設の耐震化というのは、本来は水道事業は市町村がやっていますけれども、計画的に耐震化に向けて管を変えていくとか、そういったことが、当然やられなくてはいけないことだと思うんです。それが人口減少とか、料金収入不足とか、そういったことで後へ後へされていると。これやっぱり、まず考えるべきことは、この料金不足を補うためにどうするのかと、人口減少どんどん進んでいますから、市町村がなかなか水道事業が困難になっているというのは分かるんですけども、やっぱり水は命ですのでね。これは本当に福祉の観点からも、もっと予算を投入してやらなくてはいけない問題だと思うんですけども、こういったことを書いておきながら、国の動きとしては新水道ビジョンを策定して水道事業の広域連携を推進していると、国が広域連携の方向性を提示しているんだというふうに書いてますけれども、この、今の国の動きというのを、もう少し詳しく教えていただけますか。

山根安全衛生課長

国の水道ビジョン等の動きについて質問いただいたところでございます。国は平成25年3月に水道ビジョンを策定しまして、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示しております。その中で、その新水道ビジョンにおきましては、安全・強靱・持続の3つの観点から水道の理想像を具体的に示し、その理想像を実現する方策として水道施設のレベルアップや資産管理、危機管理対策などの関係者の内部方策並びに住民との連携促進等を含めて、発展的広域化等からなる関係者間の連携方策ということで、まさしく、この辺りで広域連携を推進しているところでございます。

一方、先ほど料金の制度の御質問ございましたように、料金制度の最適化や小規模水道対策等からなる新たな発想で取り組むべき方策が重点的方策と示され、我々県のほうにも、こういう国の水道ビジョンが提示されたところでございます。

上村委員

今年の3月7日に安倍内閣が水道法改正案を閣議決定しているんですよね。先の通常国

会に出したんですけれども継続審議となっている。今、選挙が行われますので、今後どうなるかは分かりませんが、この改正案には地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて水道施設に関する公共施設等の運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入するとされているんです。要するに、広域化しておいて、水道の運営権を民間事業者に委ねるということを政府は考えているわけなんです。水道事業を巡って、国は成長戦略の下で様々な公的サービスを市場開放して、上下水道事業では、公設民営方式による民営化を計画しています。この背景には水事業に参入したい大企業とか、また多国籍企業の思惑もあるのではないかとということで、いろいろな方面で言われていますけれども、今回のビジョン策定事業も同様の方向を目指してるのかなあと考えたところです。この点については、どうお考えでしょうか。

山根安全衛生課長

ただいま、本県の広域化を含めた水道事業、どういう方向性を目指しているのかと御質問いただいたところでございます。本県の水道事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、人口減少、料金収入の減少並びに水道施設の老朽化、更新需要、これが増加するところでございます。その中で、経営基盤の強化が重要な課題となっているところでございます。また、南海トラフ巨大地震等、大規模な自然災害への早急な対応を図る必要がございます。そういう中で、水道施設の耐震化というのが非常に重要な課題になっているところでございます。これらの課題を解決するために、広域連携の推進による水道事業の経営基盤強化並びに広域化を採択要件としました国の交付金を活用した施設の更新、耐震化の推進が有効な方策でございまして、我々としても県水道ビジョンでこの辺りについて、しっかりと規定していきたいと考えております。

上村委員

このビジョン策定事業に当たって、市町村との協議というのはされていくんでしょうか。市町村との関係はどうなるんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

山根安全衛生課長

ただいま、水道ビジョン策定に当たりまして、市町村との協議状況について御質問いただいたところでございます。我々県として、平成28年2月に総務省から広域連携に関する検討体制の構築についてということで、通知を頂いたところでございます。そういう中、水道事業の在り方を研究する組織として、平成29年3月に本県の水道事業広域化を推進・検討するため、水道事業のあり方研究会を立ち上げ、現在、協議を行ってるところでございます。

上村委員

その水道事業のあり方研究会というのは、こういったメンバーで構成されているんでしょうか。

山根安全衛生課長

ただいま、水道事業のあり方研究会のメンバーについて御質問いただいたところでございます。メンバーとして、まず県として、県の市町村課、安全衛生課、それと全市町村の水道関係課がメンバーになっているところでございます。

上村委員

ということは、全市町村と一緒に協議をする場を設けているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

山根安全衛生課長

はい、全市町村と協議をしているところでございます。

上村委員

この水道の事業というのは、市町村の事業なわけですね。なぜ県がこういった広域連携の方向でビジョンを作って、誘導していこうかというふうになるのかなあと、いろいろ考えているんですけども、広域化ありきというのは、この事業の概要を見ますと、広域連携の在り方を分析評価するということで、広域以外にないというふうに見えるんですが、実際には、今、藍住町と鳴門市でしたかね、浄水場のことで合理化をしようと、統一するような、そういった動きも出ていますけれども、そういう必要性にかられて、市町村同士が話し合っ、浄水場を一つに統合するとか、そういった下からの動きだったら分かるんですけども、その市町村の担当者も広域化が一気に進むと、かえって水源地から離れて料金が上がる、また管理上でも経費がかかるということで、広域化が全て良いというわけではないというふうな意見も出されていますけれども、こういった点については、この広域連携が良いのかどうかということも含めて、研究調査しなくてはいけないのではないかなと思うんですけど、この点は、なぜ広域連携しかないというふうに書いているのでしょうか。国はそういう方向でやれというふうに言っているようですけども、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

山根安全衛生課長

ただいま、広域連携につきまして、その在り方等について御質問いただいたところでございます。まさしく、この度9月補正で、我々が水道ビジョン策定事業として提出している部分でございますけど、広域化をしない場合の水道事業者ごとの水道料金とか財政収支、それと広域化をやった場合、いろいろなパターンの中でやった場合の水道料金、財政収支等の見通し、これにつきまして分析評価を行うところでございます。ですから、そういう分析評価結果に基づきまして、この広域連携の在り方について、今後、市町村と十分協議を行っていきたいと考えております。

上村委員

広域化をした場合、しない場合ということで、いろいろ想定をして研究評価していくということですけど、この水道ビジョンの策定事業は、いつ策定をするということで提案されるのでしょうか。

山根安全衛生課長

ただいま、水道ビジョンの策定に係って、スケジュールを御質問いただいたところでございます。先ほど申し上げた総務省通知では、広域連携に関する一定の報告を求められているところでございます。それが平成30年3月までに国に対して広域連携に関する一定の報告が県から必要になっているところでございます。我々の考えとして、できるだけ平成30年の早い段階で水道ビジョンを県議会のほうにも御説明しながら、県民の皆様方に対しては一定の方向性を御説明していきたいと考えております。

上村委員

平成30年3月に策定するということは、もう12月議会に案が出されてパブリックコメントもするんでしょうけれども、えらく性急だなあと、実はお隣の香川県では10年間、この水道事業の在り方について協議をしてきて方向性を出しているんですけど、ここもいろいろ広域化の問題も出てきてますけれども、ちょっと、スケジュール上、無理があるなあと、思うんですけど。

山根安全衛生課長

ただいま、先ほど説明しましたスケジュールについて訂正させていただきます。平成31年3月ということで、平成30年度の末に、我々としても水道ビジョンについて、策定を最終的にはやっていきたいと考えております。それと同時に、平成30年の末を目指して、県民に対してパブリックコメントを考えております。飽くまでも平成31年2月から3月にかけて、その辺りまでには、水道ビジョンを策定したいと考えております。

上村委員

ということは、12月議会にはこのビジョンの策定案というのが出されるということですね。

山根安全衛生課長

飽くまで平成30年の12月議会等を目途にしながら、案を示したいと考えております。平成30年の12月議会等を目指しながらということです。

上村委員

ということはパブリックコメントも平成30年ということで良いんですね、はい分かりました。この水道ビジョンの策定事業については、私達は、広域ありきだということで、ちょっと問題だと思っています。今、日本はこういったことで、水道事業を一気に広域化しようということで政府も考えているんですけども、今、ヨーロッパなんかでは、水道事業の民営化が非常に進んでいるんですけども、今、逆に、本当にいろいろな問題が出てきて、再公営化の動きが出てきているんです。世界で、広域化して企業に、民間に任ずという方向性が、いろいろな問題があるということが既に出てきているので、この辺はしっかり、国がこう言うからというだけじゃなくて、そういった世界の動きも考えながら研

究して、県として考えていく必要があるんじゃないかなあと思っていますので、この問題については、もう少し時間をかけて、私達も意見も申し上げて、いろいろ情報交換もしながら取り組んでいきたいと思っています。この問題については、県土整備委員会も所管となっていますと思います、委員はいますけども、ちょっと時間がなくて、残念ながら、あまり質問できなかったということで、あえてここでさせてもらいました。

それと一つ意見を申し上げたいんですが、このポンチ絵なんですけど、これ、恐らく県民の皆さんも見ると思うんですが、この県の水道ビジョン策定事業というふうに出されると、こう書かれると、これは大規模災害に対しての対応だなあと、県はそういったことで急いで耐震化とか、いろいろなことをやろうとしてるんだなあと、そういったイメージで捉えられると思うんです。これ、ちょっと書き方に問題があるんじゃないかなあと、ちょっと指摘させていただこうと思っています。特に、このポンチ絵の耐震化による施設の強^{じん}靱化と、この絵ですよね、水道管の耐震化については、きちんと、やっぱり国に小さな所でも耐震化ができていくように補助をすべきということを県が言っていく問題だと思うんです。それと、広域化と切り離して考えていくというのが、やっぱり基本じゃないかなあと。確かに人口減少あり、水源地の問題もあって、統廃合したりとかいうことは必要かも分かりませんが、逆に大規模な災害が起こった場合、大きな水源地で大きな設備をしていると、そこが寸断された時に被害が大きいんですよ。だから、小規模でもいろいろな所から水源を取ってくる、そういった水道の在り方っていうのも、非常に災害を考えると重要だと思っていますので、一概に広域化ありきではないと私も思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思っています。

山根安全衛生課長

ただいま、耐震化と県内の進捗状況を含めて、しっかりとやっていくべきということで、御意見を頂いたところでございます。県としても、耐震化を含めて重要給水施設等含めて、それから県南部、南海トラフを中心とした津波被害を受ける地域の耐震化について、十分配慮していただくよう、政策提言も実施してきたところでございます。今後とも、この辺りについて強く政策提言をしながら、県内の基幹管路等の耐震化について進めてまいりたいと考えております。

西沢委員長

それでは午餐のために休憩いたします。(12時10分)

西沢委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時12分)

岡本委員

危機管理対策費の国民保護訓練費384万4,000円が県土整備委員会にはあるけど、防災対策特別委員会の時には入っていない。多分さっきのミサイルみたいな関係で付議事件じゃないという感じで入っていないのか。読んだら、危機管理対策費と書いてある。でも防災対策特別委員会の対象じゃないということではないのか。

坂東危機管理政策課長

県土整備委員会の説明資料に入っております、384万4,000円の補正予算についての御質問でございます。この補正予算につきましては、徳島県が毎年度、消防庁等と行っている国民保護訓練の予算ということになっておりまして、先ほど岡本委員から御指摘がありましたように、この防災対策特別委員会は基本的には南海トラフとか自然災害、それから大規模事故等を対象とすると整理をしております、それでこちらのほうには提示をしていない、そういう形になっております。

岡本委員

ちょっと見ていたら変だった。384万4,000円は国費なんだよね。915万2,000円が防災総務費。防災対策特別委員会ではそれが大分減るんだよ。国費が200万円、642万3,000円が一般財源。200万円という国費をもらった分はどこにいったのか。こんなのは本当は最初に説明してくれたほうがいいなと思っているんですよ。その説明がないから、あえて聞いているんです。三つ事業があって、未来につなげる「事前復興」啓発事業、大学を核とした地域防災連携促進事業、「災害時快適トイレ計画」アクションプラン推進事業で、100万円、200万円、100万円なんだけど、多分これも、大学を核とした地域防災連携促進事業というのに200万円を国費でくれているんだろうな。

坂東危機管理政策課長

国費を財源に充てている事業についての御質問でございますが、委員御指摘のとおり、危機管理政策課の防災センター運営費の中に入っております、大学を核とした地域防災連携促進事業というものでございます。この事業につきましては消防庁の公募事業ということで、今年度提案募集がございまして、そちらに提案をして採択を頂いたという事業となっております。

岡本委員

何が言いたいと言ったら、国費で見てくれる分というのは当然するよね。だけど、そうではなくて見てくれなくてもやっている100万円、100万円というのは、もっと強調したほうがいい。説明する時に普通に言ったらほとんど分からない。もう一回言うけど。これは国費で、これだけあって後はというのをこれから説明してください。そうしたらよく分かる。これから後の質問にもつながるけど、要するに国の補助金がなくて、県費単独でやっているというのは、正に皆さんが本当に頑張っているということだから、一つはそれが言いたい。だけど、今度出ている県土整備部は1億5,300万円。これは土砂とかいろいろやっているじゃないですか、これはすごく大事なのよ。今回、これは全く国費0なのよ。農林水産部も一緒。端的に県土整備部に聞くんだけど、1億5,300万円の予算で県債が1億5,000万円で、よく頑張っているけど、その1億5,000万円は実際にはいろいろあるよね。県債だから、有利な県債とかあるじゃないですか。どのくらい本当は返ってきて実際に県はこのくらいのお金を用意するとこれだけができるというのは、意外と農林水産部と県土整備部ではそういう説明は全くないのよ。そこもちゃんと。多分、普通は24から59か57パ

一セントかな、そのくらいの範囲で見てくれるのだけど、やっぱりそこが分かっていないと予算の要望はしにくい、農林水産部も県土整備部も。県債でいくんだけど、これだけ後で戻ってくるからして、というふうにしなかったら予算が付かない。これって、今言ったような感じなのかな。後で分かるけど。

金山砂防防災課長

今、委員から御質問がございました今回の9月補正のうち、1億5,000万円につきましては、防災対策事業債のうちの自然災害防止事業というのがあるんですが、その起債の充当を予定しております。この起債につきましては、充当率が100パーセント。それから元利償還金に対する交付税措置といたしまして、元利償還金の約3割から6割を団体の財政力に応じて、後年度事業費補正によって基準財政需要額に算入していただけるものというものでありまして、実質的な負担が幾らぐらいになるのかというお話なんですが、事業費の約3割から6割が交付税措置されるというふうに見込んでおります。

岡本委員

要はその辺がはっきりしないと予算は言いにくい、もらいにくい。我々としたらそこも含めて、本当に県が思い切らない金を持ち出して、それをやっているというのを判断しないといけない。今のはそういう率だけど、たまに9割というのがあったり、100パーセントというのが県債でもある。そうではないというのは分かっているんだけど、それは後は財政課が頑張って一杯もらえばいいことだから。そうやってきて判断をしてこのぐらい戻ってくるんだったら、例えば、1億5,000万円が3億円でもいい。1億5,000万円頑張っているんだけど、どうするのって言ったら、本当にせこいと思います。これ以上言いませんが。急きょ九州の関係でいろいろ予算を組んで、たまたま補正予算が決定していないから使えないんだけど、台風第18号があって、この時期にしたらテクニック上難しいんだけど、この部分だけというのは本当は専決か開会日に議決するぐらいでないと。聞くんだけど、この災害予防対策で箇所していたよね、これと今回の台風第18号というのは、関係ないのかな。

久米河川整備課長

今回の補正予算を専決するべきでなかったのか、という御質問は大変有り難いものと、その分この事業の重要性を我々も改めて感じているところでございます。台風第18号がきて、9月17日頃でしたか、その時には委員がおっしゃいますように、たまたま雨のほうも恐れたほどではなかったということで、結果的には大きな被害もなく終わったというところでございます。この補正予算は災害予防という観点でございますので、できるだけ早く掛かれる所は掛かるべきなのかなというふうには考えるところでございます。御指摘いただいたことを踏まえまして、今後また同様の事項ある場合に検討させていただきたいと考えます。

岡本委員

もう一回言うけど、こんな予算というのは本当に、先議して先にやっておかないと。雨

降ってなかったから、たまたま関係なかったけど。なんか変なんで、できたらそうしていただいたらいいなと思います。それともう一つ、土砂災害危険地域指定というのがあったよね。1万3,001か所ね。多分、今回見たら崩れている所がないから、その箇所が今災害にやられたという状況でもないんだな。どうですかそれ。

金山砂防防災課長

今回の台風第18号のときに土砂災害警戒区域に指定された箇所が崩れたかどうかという御質問でございます。結論から申し上げますら崩れた所はありませんでした。

岡本委員

これも考え方なんです。1万3,001か所もあって、なかったんだね。ということは逆に違う所が崩れている。だから、そこって難しいのだけどこれも課題なんです。1万3,001か所はホームページでずっと公表していますよね。だけど、あれを見ないと分からない。これも多分、1万3,001か所危ない所があって、35億円お金をかけて調査した、本当に危ないという所が9割以上あるのではないかと勝手に思っている。これもまだ多分ここでは発表していないと思う。ホームページを全部足したら出てくるが、ここにそんな集計は出ていない。分かれば、もう分かるよな、公表しているのだから。

金山砂防防災課長

土砂災害の危険箇所、従来から調べておりました1万3,001か所について基礎調査をいたしまして、土砂災害警戒区域の指定が必要な箇所は約1万2,000か所が調査されております。

岡本委員

分かりました。要するに9割以上が本当に危険だということなんで、それって何か出してくれてもいいな。次の機会でもいいんだけどなんかそんな気がするんです。

そもそも今日言いたかったのは、今回出ている農林水産部も県土整備部もそうだけど、災害というのは国の査定を受けるところなんだけど、雨も少なかったけど、出てきているのも普通の感覚では少ない。こんなに少ないのかって、あえて言っているんだけどね。それで、災害の国の査定に至るまでに、分かりやすく言うと見てみて出しても駄目だからやめたとかね、そんな状況があるじゃないですか。これ答弁しにくいからもういいですけどそんなのがあるのよ。もう一つは、各市町村にすごく差があるのよ。災害を積極的に入る町とどうでもいいという町と一杯ある。県としたら同じように危険箇所はちゃんとやってやったほうがいい。1万3,001か所あるんだけど、そんなのを含めて上手に災害でやっていたら、県もお金も少なくもいいし、本当の予防ができるよね。じっと待っていたら、崩れるまで駄目だよ。だからそういう予算の取り方というのをちゃんとやっていただきたいというのが今日の質問の趣旨です。これ、軽くコメントがあったらどうぞ。

瀬尾県土整備部長

1万3,001か所の全箇所を昨年までに調査を終えておりまして順次公表もさせていただいているところでございます。ただ、委員のおっしゃる、例のその箇所というのは、施設

がない場合があります。我々今、国の災害査定を受けるのは、公共土木施設災害復旧事業ということなんで、何らかの施設がないとその災害復旧ができないのでございます。今、おっしゃっております土砂災害の危険箇所、自然の山肌とか急傾斜とか、そういう所で土砂がちょっと崩れても、従前に公共土木施設があつて、それで被害を受ければ当然直していくことになるんですけども、多分自然に山がちょっと崩れたぐらいではなかなかこの災害復旧事業に当てはまっていけないのでございます。ですから、先ほども言いましたように、多分その箇所が今回なかったというのは、そういう意味でこの災害復旧事業をする箇所ではないけれども、自然なちょっとした崖崩れとかそんなものはあるかも分かりません。あるかも分かりませんが、災害復旧の対象になりませんので、そこはまた、ただそれも放っておくわけにはいきませんが、その場合はいわゆる県の単独事業で手当てしていくというような格好になろうかと思っております。今後につきましては、先ほどの予算のことですけれども、開会日に議決を頂くというようなことも是非検討させていただきながら、なるべくこういう時期に、手遅れにならないように対応してまいりたいと考えておりますので、またよろしく願いしたいと思ひます。

岡本委員

何回も言うけど、上手に予算をとっていかないと財政的にきつからね。たまたま、今年は僕が質問して600億円と言っているんだけど、やってくれると思うんですよ581億円から589億円といって今度600億円ね。この数字がどうか分からないのだけど、徳島県は今年の当初予算は直轄はトータルで391億円になっていた。県民一人当たり5万1,000円で全国6位なんです。これ喜んだら駄目だよ。当たり前の話であつて、今しているのは直轄ばかりだから。それで、ここが問題ですが、交付金事業というのが226億円、全国で20番ね、で一人当たり3万1,000円。ここを上手に頂いていかないといけないです。それしかもうできないからね。それ以外のところはさっきのところでも上手にやっていただく方法しかないの、そしたらみんなが財政課もそんなにうんうんと首を振らずにいけるから、そこらも考えてやっていただけたら有り難いなあと思ひます。

西沢委員長

9月28日の徳島新聞に載っていましたが、個別計画7市町村0という話です。避難行動要支援者のことが載ってました。各市町村の数を見ましたら登録者数が全県で6万1,750人、そのうちで個別計画の策定者数が約6分の1の1万997人となっておりますけれども、その登録者数というのは、災害の時に避難させたほうがいい人を決めておくという話ですよ。自力で避難しにくい人ということですから、登録者数で、例えば牟岐町121人、海陽町117人、美波町1,021人この差はいったい何ですか。

酒巻地域福祉課長

今、西沢委員長から9月28日付けの徳島新聞で出ました個別計画の報道の数値についての御質問でございます。再度、制度的なところを申し上げさせていただきますと、この登録者数につきましては、災害対策基本法において各市町村に義務付けられた名簿でございます。その名簿に位置付けるに当たりましては、各市町村の地域防災計画の中に、その

名簿を作成するということをうたい込む必要がございます。手続き上、地域防災計画にうたい込むためには、まず、それぞれどなたを名簿に登載するかということにつきまして各市町村で決定するという形になっておりまして、どの市町村も基本的には要介護認定者、あるいは身体障がい者、知的障がい者などは入っているところなんですけれども、例えて言えば、一定年齢の高齢者の方を入れているような団体もございまして、特に、今おっしゃった海部郡3町につきましては、美波町におきまして75歳以上の世帯を含めているというところで、今、委員長がおっしゃったとおり、数値的にはばらつきが生じているところがございます。

西沢委員長

これ、少しではないですよ。美波町が1,021人、牟岐町121人、海陽町117人、こういう分母の中で分子が何人と、これでパーセント出しても意味があるんですか。

酒巻地域福祉課長

今、そのパーセンテージの話についてでございます。確かに比較する上で分母が違えば委員長がおっしゃるとおり、単純に分母が高齢者の方、障がい者の方を取っている所と一律的に高齢者の方を全て入れている団体等とで比べるというのは、意味があるのかどうかと言われると、委員長のおっしゃる趣旨になるのかなあというところがございます。ただ、基本的にはどなたを要支援者と定義するのは、やっぱり地域防災計画、各市町村で定義付けたところございまして、ある一定の目標は立てられているところがございますので、私どもとしても、一概にそれを否定するような形にはならないのかなあと思っておりますけれども、その定義の部分が各市町村に委ねられているというところから出てくる数値でございます。

西沢委員長

そんなに定義に差があったらどうなのかなあ。国が言う避難するのに補助しなければいけない人の数というのが、考え方にそんなに差があるということが、それ自身が問題なんじゃないですか。これ10分の1ぐらいですよ、隣の町と同じ海部郡ですよ、同じパターンですよ。これだけ差があること自身が問題ではないかと私は思いますけどね。だからやっぱり、国がうんぬん言っても、例えば、県がその中で大体のやり方を決めて、防災計画なんかにちゃんと入れ込んでもらってやるとか、それで数値を出してもらおうとか、国がそういう数値を示さないのだったら、県が基準を示してその中でやるっていうのが、私は当たり前だと思うんですけどね。でないとこんなの並べても意味がないですよ。

酒巻地域福祉課長

今、委員長から再度、定義の在り方についてでございますけれども、この要支援者名簿が災害対策基本法で定められましたのは、東日本大震災を受けての話でございまして、先ほど数値を申し上げさせていただきましたけれども、全体で亡くなられた方の6割が65歳以上の方であったというようなことも踏まえて、国のほうで制度設計されてきたものかと思っております。その中で、県がどこまで各市町村の地域防災計画に踏み込んで、この部

分について言えるかというところにつきましては、やはり一義的には、市町村さんのほうで少なくとも高齢者の方、身体障がい者の方、あるいは知的・精神障がいをお持ちの方につきましては、基本的に全てカバーできているところでございますので、そこから、市町村さんでどこまで範囲を広げていくかというのは、ある程度は市町村長、あるいは市町村の担当課の御判断の上に成り立っているところかなと思います。ただ、委員長がおっしゃるとおり、それをおしなべて、範囲が違うものをパーセンテージとして比べるのはいかなのかというところは、おっしゃるとおりの部分があるかとは認識しております。

西沢委員長

各市町村に任していると国が言うのなら、県がどうとは言いませんけど、私が言っているのは、これね続くことを言っているので、まずこれから始まるんですよ。例えば、連れて逃げないといけないとか、逃げられない人をどうするかということについて、起こってから逃げると言っても、起こる前に逃がしたらどうですかという形です。ずっと十何年前から言ってきましたよね。国のほうも、その方向で検討し始めたのかなあと、そういうふうにいるんです。例えば、東海地震を予知するとかいう中で、避難してみたり、車を停めてみたりとか、ああいう話ありましたよね。最近予知はできないと認めてしまってますね、これが9月27日の新聞ですか、国は予知はできないともう決めてしまった。その中で予知じゃないけど、事前に何かおかしいことがあれば、地震が発生しやすい状況にあれば、避難行動とかいろいろな行動を起こすという形に変えましたよね。これはもう決まったのかな。こういう方向で検討しているのかな。検討してるのかも分かりませんが、私がこれ正にこのことを言ってきた。でも残念ながら国の方針がよく分からないのが、どの程度のことがあれば避難するかしないかです。避難するに当たっては先ほど言いましたように、避難行動要支援者、この人らを安全な所にまず逃がしておく。その他にも来るか分からない中で、寝る所にタンスが倒れてくるとかいうのを、もう一度見直すとか、きても最小限の被害で済むような形に見直すとか、いろいろなやり方があると思うんですよ。だからこそ、これを取り上げたんです。まず避難しておくべきではないかと。例えば自分の親戚、知り合いが、中山間地の津波がこない、地震に対しても大丈夫な所にいたら、そこにしばらく御厄介になるとか、公共施設であれば、そこでしばらく様子を見てみるとか。地震が起こる、本震が起こる前に行動を起こしておくというのが一番助かりやすいことですよ。と私も言ってきたんですけど、その中でちょっと分からないのが、どんなことが起こればというのは、どんなことですか。事前に何かが起これば、起こってきた時にはというのは何ですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

ただいま委員長から、大規模地震対策特別措置法の見直しの動きについて御質問を頂いたところです。この新聞報道なんですけれども、9月26日に国の中央防災会議に設置されたワーキンググループにおきまして報告書がまとめられて、その内容を大臣のほうに報告したという報道になっております。先ほど委員長がお話になりましたように、どういった場合に避難させるのかさせないのかということについてなんですけど、報告書の中で四つのケースが規定をされています。まず一つ目なんですけれども、いわゆる半割れといわれ

る分で、南海トラフの東側で大規模地震が発生した場合。ケースの2といたしまして、マグニチュード8から9クラスより一回り小さい7クラスの地震が、南海トラフ沿いで発生した場合。この二つにつきましては、避難を含めて事前の応急対策を進めたほうがよいというふうに報告書で記載されております。そして三つ目につきましては、東日本大震災発生前に観測された現象が観測された場合。これにつきましては、なかなか科学的な知見がないということで、取りあえず置いておきましょうということになっております。最後の四つ目なんですけれども、東海地震の判定基準とされるようなプレート面での滑りが発生した場合。こちらについては、行政を含め各関係機関のほうで警戒態勢をとっておきましょうと。この四つのケースについて報告書の中で言及されております。

西沢委員長

地殻の変動、GPSで、非常に動きが変わってきた場合は要注意ですよということで、かなりの確率で当たっている人がいますよね、あれは、この中には入ってないんですね。

島田とくしまゼロ作戦課長

そちらの分については、入ってございません。

西沢委員長

3番目はもっと言ってください。事前にいろいろなことが起こったと、例えば、動物が逃げたとか、地震雲が出たとか、それから突如とよく見えた、太陽の周りに昼間、星が見えたとか、泥がすごく上がってきたとか、いろいろな事がありますけども、そういうことですか、今の3番目というのは。

島田とくしまゼロ作戦課長

そういった現象は入っていないくて、観測データに基づくもので、東日本大震災の場合、前滑りがあったとかそういったことが観測されてまして、地震活動関連情報でありますとか、地殻変動関連情報、電磁気関連情報等が実際に観測されていますので、そういったものが観測された場合はケース3に該当するというものでございます。

西沢委員長

中央防災会議は科学者の集まりですよ、だから科学的データがなかったら動かない。非科学と言って、現実論として地震の前なんかによく起こってる現象でも、科学的にもよく分からないから、これは科学的データで認められず入れませんよというのが科学者のやり方ですね。でも現実論として、そういうときに起こっているのにね、事前に。例えば地震雲もあり、沖のほうがよく光ったとかね。阪神大震災でも朝なのに、西のほうがよく光りましたよね。地震の直前には、ほとんど8割9割ぐらいすごい光があるというのでも、残念ながら、これは科学的に分からないから、その中には入れないという状況だと思うんです。じゃあ半歩譲って、そういうような時に事前の事前みたいな形で、予備の予備のような形で、注意を喚起することも可能ですよね。そういう現象がごぞごぞしているから注意しましょうというぐらいのことで。特に、要介護者を連れて逃げなければいけ

ない人は、できたら自分で避難できるような所があればという、もう一つ前の段階の避難行動、注意喚起というのはできるんじゃないかなあと思うんですよ。全てが科学で割り切ってからでないと行動を起こさないというのは、本当の科学者としてはいかなものかと私は思います。科学で分からなかったら科学と認めないというのは、どうも納得いきません。そういう事例が過去にもいろいろあるんだとしたら、それらを大きな範囲で認めて、できる範囲で、できる中の行動を起こすというのがやり方じゃないかなあ。これを徳島県でやってほしいなあと思うんです。強制でないのは当たり前です、でも注意喚起もできます。それから、本当に逃げられない人は、しばらく居られるような所に預かっていただくということは十分可能ですから。それから懐中電灯とかもう一度見直すとか、いろいろあるじゃないですか。そういうことも段階的に。より分からないけど起こる可能性は多少高まったなあという段階でやってもいいんじゃないかなあ。国の中央防災会議に反することはできませんか。できないことを言っているんじゃないんですよ。

楠本危機管理部長

まず、委員長のおっしゃることで、いろいろな現象と言われています。昭和南海地震ではイカがたくさん釣れたとか、阪神・淡路大震災の時も、冬なのに蛇が出てきていたとか、いろいろな現象があつて、これは宏観現象こうかんと言われているんですけど、どれをもって注意喚起をするかというのは、これは私もできません。やはり国の中央防災会議も検討しておりますが、過去の現象からの数値データに基づくものでないと、行政として事前に県民・国民の方に出すところまでの、そういった行政が発するという事は、ちょっと困難でありますので、私としては、その分のいろいろな研究情報はしますが、行政側でいろいろそういうことを念頭に置いて、行政側でひょっとしたらとかいう構えはできますが、そういった行動を起こすようにアナウンスするところまでは、ちょっと難しいと考えております。

西沢委員長

そういう答えが来ると考えていました。でもね、それだけで本当に人の命が守れるのかと言ったら、自分のおじいちゃん、おばあちゃんは一早く逃がすと思いますよ。私は逃がしますよ。一つだけでは無理ですよ。蛇が前の日に出てきた、そんなのだけでは無理だけど、いろいろなことがぱたぱたと起こっていったら、なんかおかしいなと思う時には、そういう行動をします。そういうことを県が指導するとまではいかななくても、注意喚起していくというのは当たり前かなあと思いますね。そのための準備、それだけでなく、さっき言っていた国が異常ではないかと認めるような時にも、すっとできるようなそういう準備、どこに逃げるんですかということはもちろん、個人個人が、又は町がそういうことまで踏み込んでしないといけないというのはあります。でも残念だけど、先ほど一番最初に話した、隣のおじいちゃん、おばあちゃんをその時に連れて逃げようというのは、牟岐町、海陽町、美波町辺りで、10分前後ぐらいで来る時に連れて逃げられますか。こうやって抱いて逃げないといけないような人を強制的でないといえども、それを決めておくということ自身が、そっちのほうでは無理があると思います。さっきの話、どう思いますか。岡本委員、逃げられますか。牟岐にいて地震が起こった、隣の90歳のおじいちゃんを抱いて逃げられますか。それは、なかなか無理ですよ。どこかで津波てんでんこという話がある

じゃないですか、そこまでいかなくてもね、連れて逃げられるものなら当然良いですけども、逃げないかと言って声出して逃げるのは当然やってもらいたいですよ。津波が来るぞ、逃げないかというのは前の南海地震の時もありましたから、それは当たり前。当たり前のようにやってもらわないといけない。でも連れて逃げるというのは、徳島市だったら、30分以上ある所だったらそういう行動計画ができる可能性はありますよ。それでも車に乗せて逃げるというのは、徳島市内でも大変ですよ。その時は大混乱して信号無視の人が一杯いますよ。交通事故も発生するしね。だからその避難行動を他の人を連れて逃げるというのは、本当にできるのかなあと思っています。こんな数値以前に。それよりも、さっき言ったように、訳が分からないけど注意しておかないといけないなあとか、一度逃げておこうかなというのは、それは隣のおじいさん連れて逃げられますよ。そういうことのほうがいいのかあとは思いますが。これはこれで終わっておきます。こういうのは、本当に真剣に議論しないといけない問題と私は思います。

それからですね、避難ビルとかね、避難する所の建物自身が、本当に避難できるのかなあという所が見受けられたんでお聞きしますけども、例えば、使っている所であれば昼間は開いていますよね。日曜日で閉まっている所があるでしょうけれども、大体開いている可能性が高いです。夜とか休みの時とか施錠されている所も避難ビルの中で一杯あるんじゃないかな。この前、牟岐町ではそういう所がありました。海部高校では、地震が震度5の時に鍵を入れた箱の鍵が開くと、それを開けて玄関の鍵を開けて中に入ると、海部高校ではそうになっています。だから震度だけで捉えたら、そういうことができる。それも鍵ボックスの話ですから、ポンとそういうものを付けたら終わりですよ。金額とか手間とか、あんまりかからないと思うので、一応、牟岐町では町も含めて、県の施設も含めて、何箇所かやってもらうような段取りをしています。もうできたかどうかは知らないけどやります。それを全県的に一度見直さないといけないなあと。会社とか個人的なビルなんかは、どこまでお願いできるかというのは分かりませんが、避難ビルなら皆さん逃げられると思っているんじゃないですか、避難ビルに指定してあったら。閉まっている所一杯ありますよ。ひどい所なんかは、公共施設で避難ビルなのに、ずっと待って向こうに行けという話がありましたからね。看板変えてもらいましたけど。もう一度、こんなの見直さなかったら、本当にいいのかという、1からでなくて0から問題な所がいろいろあります。これ、調べていただけましたか。

島田とくしまゼロ作戦課長

委員長から、指定緊急避難場所が24時間利用可能かどうかについて御質問を頂いております。調査いたしましたところ、現在、県全体で避難場所というのは1,864か所あります。そして、委員長おっしゃるように、その中で施設に該当するものが1,704か所ありまして、そのうち24時間利用可能な施設は1,480か所ということで、約9割について24時間利用可能という結果になっております。そして、おっしゃいますように、県有施設につきましては、そのうち119か所ありまして、全て24時間利用可能ということになっております。

委員長がおっしゃいましたように、牟岐町で旧県立海部病院につきまして、現在、県の補助事業を使いまして、感震錠につきまして今整備をしているところで、まだ設置になっていませんけれども、今年度中には設置されるというふうにお聞きをしております。

椎野施設整備課長

県立学校につきましては、先ほど委員長がおっしゃいましたように、海部高校をはじめとしまして、地震時に開く鍵ボックスを整備していっているところでございます。平成23年度からこの事業を始めまして、平成30年度で各校に、鍵ボックスを整備できる予定になっております。

林体育学校安全課長

今の県立学校の自動オープン錠のことでございますが、それが作動しない緊急な場合、学校の教職員は学校の対応に向かいますけれども、避難所に指定されている学校におきましては、学校防災計画において避難所運営支援計画というのがございます。その中で休日・夜間の発災時に避難所が開設される場合の鍵の管理等について計画するよう指示しております。これによりますと、各市町村の危機管理部と協定を結ぶなどして鍵を市町村に預けておくという一節があります。これに基づきまして市町村立小学校においても、各市町村の危機管理部と連携して対応しているところでございます。

西沢委員長

間に合うんですか、海部郡なんか間に合いませんよ。10分あるなしの所で、市町村が学校の鍵を開けに行くとか、堤防を閉めに行くとか、誰かに頼んで水門を閉めに行くとか、本当にできるのかな。これ、命懸けて行かないといけないのではないですか。例えば学校関係、施設関係だったら、まず震度5ぐらいでは鍵ボックスは開くんだというようなことは、適宜そういう形でやってもらったほうがいいんじゃないかな。誰かが鍵を持っていて、その鍵を持っている人が、いつも24時間いないといけないのかな。そういうのじゃなくて、もっと自動的にやれるものはやれる方向で、簡単にやれるんだったらその方向で検討していくと、市町村であろうとも県が指導していくという形をとってもらいたいんですけどね。

島田とくしまゼロ作戦課長

小中学校の感震錠のお話で、御意見を頂いているところなんですけれども、まず、避難場所と避難所につきましては、市町村で指定することになっております。そして学校につきましては、多くの小中学校が避難所として指定をされているんですけれども、一部重複してる所はありますけれども、緊急時に災害が発生した場合、まず、その危険から逃れる避難場所となってる所につきましては、先ほどもお話ししましたように、例えば、牟岐町内でありまして、牟岐中学校の体育館などは24時間対応になっているとお聞きしております。

西沢委員長

牟岐の場合は、旧の小学校が町の中にあります。今、中学校の横の多少、高台の所に移りましたが、旧の小学校なんかは、ほとんどの人は知りませんけれども、ドアの下のパネル板を蹴破って入ることになっています。でもこれは公に言えませんが、あまり人は知りません。そんな状態でありましたので、旧の小学校も鍵ボックスをつけるという方向に進んでいるみたいですね。田舎のほうの地域では、学校というのは避難場所・避難所両

方になっている場合がほとんどなんじゃないかなと思います。だからこそ、いつであつても逃げ込めるという状態は、各市町村にもお願いして早急にやってもらいたいなあとずんずんですけどもいかがですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

こちらの感震錠につきましては、とくしまゼロ作戦課で所轄しております進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業の対象となっておりますので、関係市町村のほうに補助対象になるということを周知いたしまして、そういった取組を進めていきたいなと思っております。

西沢委員長

本当にね、逃げ込む所というのは一番大切でしょ。逃げ込む所に行って閉まっていて死んだら笑い話になりませんよ。こういうところから一番最初にやってもらわなかったら、どこに逃げるんですかと言われますよ。そういう所多いんですよ。田舎のほうでは、街の中で平坦で逃げる所がない所が多いんですよ。都市部だったら、どこでも逃げられますけどね。それが一つ、そういう補助対象になっていますよではなくて、もっと強く、まずこれからやってよというぐらいのことでお願いしてくださいよ。まず、お願いします。

楠本危機管理部長

いろいろと委員長から御指摘を頂きました。東海地震の件に関しましても、前から御指摘されていたことで、やっとこういった形になりましたが、常にいつ起こるか分からないということで、前兆がなくても、すぐ避難するといった心構えをしておかなければならないと思います。それと、おっしゃるとおり、津波で即、時間のない場合の避難は、非常に難しい場合がございます。徳島県の場合イエローゾーンの指定もさせていただきました。もう一つ突っ込めばオレンジ・レッドというのもございますが、なかなかそういったものは難しいところがございます。高齢者の方とか、避難に時間を要する方をどう逃がしていくか、それは両方とも命懸けになる場合がございますので、そういった場合に、実際に本当に予知ができれば事前に避難ができるんですが、急にやってきた場合に、一次避難の責任というのは非常に難しいので、その点で、なかなか計画も非常に難しい。老々避難とも言われますし。でもその中でも、若い人がリヤカーでお年寄りを運ぶ訓練をしたり、そういった地域で、みんなで生きようという活動も進めております。その中で、いかに今の科学的な自動化ができていくかとか、車避難の問題も検討しなくてはならない。いろいろ課題は多くございますが、しっかりと死者0に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

西沢委員長

科学的データしか国のほうは動けないと。それ自身が問題なんですけどね。例えばですね、先ほどの震度5で鍵ボックスの鍵が開く、だけでなく、私が前から言っているように、今は海底の地震計、津波計があるから現場の起こった所からデータがきて、地震が小さくても大きな津波が来る場合がある。震度5じゃないと開かないのですから、震度2で

も大きいのが来るということも言ってきたけど、その時に鍵ボックスの鍵が開かなかったら困りますから、その次の手をどうして取っていくのか、やっぱり最終的に蹴破らないといけない、ガラスを割らないといけない、こういうことが起こりうる可能性もあります。そういうことも含めて、本当の対策を練ってほしいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

なければ以上で質疑を終わります。

これをもって防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時05分)